

高レベル放射性廃棄物に関する 論点コードの提言について

令和7年11月

弁護士会公害対策環境保全委員会

1 高レベル放射性廃棄物の処分とは

高レベル放射性廃棄物というのは、原子力発電所の使用済み燃料を再処理する際に発生する、放射能レベルの高い排液を高温のガラスと溶かし合わせて固体化（ガラス固化体）したもの、及び直接処分が実施された場合の使用済み燃料等が想定されています。

高レベル放射性廃棄物の放射能が天然ウラン鉱石と同じレベルまで減衰するのには、数万年から10万年を要するとされています。そのようなことから、高レベル放射性廃棄物の最終処分においては、最長10万年という極めて長期間にわたって安全に隔離することが必要になっており、高レベル放射性廃棄物の危険性の大きさのみならず、その危険性が世代を超えて極めて長期に及ぶこともこの問題の解決を難しくしています。

また、高レベル放射性廃棄物は原子力発電の過程で発生する廃棄物ですが、その処理方法が具体的に決まっていないにもかかわらず、原子力発電を稼働し続けることについては、「トイレ無きマンション」を建てているようなものとの指摘がなされているところです。

2 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（いわゆる最終処分法）の制定について

高レベル放射性廃棄物の処分問題については、2000年に最終処分法が制定され、高レベル放射性廃棄物については、地下300メートル以上の深さでの地層処分という方法で最終処分を行うこと、最終処分地の選定に際しては、文献調査・概要調査・精密調査という段階を経て行うこと等が定められました。また、最終処分法に規定された文献調査を実施する自治体に対しては、調査期間中最大で20億円の電源立地地域対策交付金が交付されることになっています。

3 国民的議論（熟議）の必要性について

最終処分地の選定手続きについては、北海道では寿都町と神恵内村にて文献調査が行われ、現在、概要調査地区の選定が注視されている状況にあります。

処分法制定当時は、高レベル放射性廃棄物の処分方法・処分地選定方法等については、国民的な議論は殆ど行われていませんでしたが、具体的に寿都町や神恵内村の事例が出たことにより最終処分法の問題点等が改めて具体的に認識されるようになりました。

かかる処分地の選定については、2020年10月に北海道寿都町が道内では初めて文献調査に応募しましたが、これに先立ち、鈴木北海道知事は、同年8月「ほおを札束ではたくようななりかたで（応募に）手を挙げる自治体を求めていくというやり方には疑問を持つ人も多い。」として、多額の交付金をもって文献調査等を誘導する現行の最終処分

の制度設計については、多くの疑問が呈されている状況にあると述べています。

また、処分方法についても、最終処分法では前記のとおり地層処分が定められていますが、学術会議（2012年9月11日）等では、暫定保管が提言されています。その理由としては、最終処分とは異なり回収可能性があって、再選択が可能であること、将来世代の選択可能性、決定可能性を保証しうる方式であること、将来における技術進歩による対処の選択肢を広げる可能性があることなどが挙げられており、本当に最終処分法に規定された最終処分で良いのかという点については、まだまだ議論が必要な状況にあります。

高レベル放射性廃棄物の処分問題は、原子力発電という社会インフラによってもたらされている問題であり、調査予定地だけの問題ではなく、原子力発電による受益地と受苦地を含めたわが国全体で議論すべき問題と言えます。また、高レベル放射性廃棄物はその名のとおり、人体や環境に対する危険性が極めて高い物であり、その危険性は、10万年という世代を超えた問題となっているだけではなく、放射能で利益を受けるのは現代世代ですが、その不利益を被るのは将来世代という形で世代間倫理の問題も生じています。このような高レベル放射性廃棄物問題の特性に鑑みても、広く国民的議論が必要な事項と言えます。

高レベル放射性廃棄物問題について実効性のある国民的議論を行うためには、まずは市民が高レベル放射性廃棄物について、どのような点が問題とされているのか、という点を含め、公正かつ充分な情報が与えられること、そして、科学的知見についても公正な立場の科学者の協力のもと、充分かつ分かり易い内容の情報提供が行われるべきといった条件の下で、熟議を行う環境を整える必要があります。具体的には、事業の推進当事者とは異なる立場の公正な第三者機関を設置して、参加者の選定、議事の進行、情報提供等あらゆる場面において、信頼性が維持できるような中立公正な熟議の場を確保することが必須と言えます。

4 当委員会からの2つの提言について

当委員会では、上記に述べたような国民的議論（熟議）の必要性に鑑み、高レベル放射性廃棄物問題に関する市民の合意形成について、①論点のコード化（議論すべきどのような論点があるのかの提示）、②具体的な議論の手続き（どのような具体的な制度の下で議論すべきか）という2つの点について、提言していますが、ここでは、そのうちの①の論点コードの提言について、以下、その趣旨・目的を説明します。

5 論点コードについて

① はじめに

当委員会が提言する論点コードは別添のとおりです。大きな構成としては、1 最終処分法以前の問題として、批判の多い最終処分法の内容は取りあえず置いておいて、高レベル放射性廃棄物問題について本来議論しておくべき論点、2 最終処分法自体の内容の問題、3 法律とは別の観点からの最終処分構想の社会的な受容可能性の問題の3つの分類をしています。

なお、高レベル放射性廃棄物の処分については、問題点が地学、地質学、化学、物理学等はもちろんのこと、社会学、倫理学等極めて多岐に及んでおり、今回の論点コード

において、網羅することは不可能です。その意味では、今回の論点コードは、あくまで現段階での当委員会の試案であって、今後、各分野の科学者の皆さん、一般市民の皆さんからのご指摘を踏まえて、ブラッシュアップを予定したものとなっておりますことをあらかじめご了承ください。

② 論点コードの趣旨・目的について

論点コードの趣旨・目的は以下のとおりです。

ア どのような論点があるのか、一覧化・可視化することによって、各論点を体系的に把握することができるようとする。

イ コード化することによって、論点漏れの防止や新たな論点の設定に資するようとする。

ウ 議論に当たって、重要と思われる、興味のある論点を自主的に選択して議論できるようとする。

エ コードを特定することによって、1つの論点だけでも意見表明が可能となるので意見表明のハードルが下がる。

オ 論点をコード化することによって、論点毎に様々な意見の集約が簡易となる。

カ 各コードの回答傾向の分析によって、集中的に議論されたコード、つまり市民に最も関心のある項目が浮かび上がる。

キ 法改正に關係する論点については、立法事実の可視化・証拠化に視する。

ク 論点毎のデータベース化が可能となる。

③ 論点コードに対するご意見について

論点コードの各論点についてのご意見、及び論点の設定の仕方などについては、別添
グーグルフォームから隨時ご意見を頂ければ幸いです。また、頂いたご意見については、定期的に当委員会にて検討、集約させて頂いた上で、公表についてご同意のあったご意見については、公表させて頂く予定です。

【Google フォーム】

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScJ_85RkOO5B7Mi24rDwrXkjxmP0dCy3r1ECP_RiLeVaGBfG-Q/viewform?usp=dialog